

令和6年10月4日

会 員 各 位

公益社団法人倉敷市シルバー人材センター
理事長 内 海 彰 也

就業条件明示書について（通知）

日頃より当シルバー人材センターの事業に対しまして、ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして下記の通りお知らせいたしますので、ご確認ください。

記

令和6年11月1日にフリーランス新法が施行されることに伴い、当センターが会員に仕事を依頼する場合、依頼する仕事毎に、「就業条件明示書」を提示することが求められます。

就業条件明示書は会員専用サイトSmile to Smileでご覧いただけます。また、スマートフォンやパソコンをお持ちでない方で、ご覧になりたい方は、当センター本部又は真備支所でご覧ください。

尚、配分金は現状通り、就業報告書の内容を確認し、お支払いします。

今後も体調に気をつけて安全な就業を心掛けてください。宜しくお願い致します。

※就業条件明示書とは

発注者、仕事内容、就業場所、仕事の単価などを記載したもの。

これらの内容については、今までどおり、受注票でもご確認いただけます。